

## 船舶事故調査報告書

平成28年4月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年12月1日 09時07分ごろ
発生場所	香川県小豆島町風ノ子島西方沖 大角鼻灯台から真方位030° 840m付近 (概位 北緯34° 26.4′ 東経134° 20.5′)
事故の概要	漁船第十友丸は、南進中、暗岩に乗り揚げた。 第十友丸は、舵が脱落し、プロペラ翼に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月14日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取予定
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十友丸、1.95トン
船舶番号、船舶所有者等	KA3-20878（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵が脱落、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>船長は、小豆島町小豆島と風ノ子島との間に暗岩が存在し、その暗岩の風ノ子島寄りに幅約6mの可航水域（以下「本件可航水域」という。）が存在することを知っており、本件可航水域を南下する際には、日頃から四国側の山を針路目標にして航行していた。</p> <p>船長は、四国側に雲がかかっていたので針路目標としていた山を確認できず、対地速力を約2～3km/hに下げ、目測により本件可航水域を南進していたところ、船尾付近で異音及び振動がしたので、船尾を岩場に接触させたと思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、本船に暗岩の場所が表示できるGPSプロッターを搭載していたが、画面を広域表示から詳細表示に変更する方法が分からず、同プロッターを搭載時に設定されていた広域表示のまま使用していた。</p>
分析	本船は、船長が、四国側に雲がかかって本件可航水域を航行する際の針路目標としていた山が確認できなかったものの、目測で航行したことから、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、四国側に雲がかかって本件可航水域を航行する際の針路目標としていた山が確認できなかったものの、目測で航行したため、本船が暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられ

	る。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船首目標等が見えず、不安を感じる場合には、迂回して安全な海域を航行すること。</li><li>・ GPSプロッターの取扱いに習熟しておくこと。</li></ul>